

I 総括

1 沿革

昭和 43 年 4 月 1 日	習志野市・八千代市を管轄区域として、習志野保健所が設置された。 仮事務所は習志野市市民会館に置いた。 (従前は船橋保健所の管轄区域)
昭和 43 年 8 月 8 日	習志野保健所の旧庁舎が完成した。 (鉄筋コンクリート造 2 階建 延面積 841 m ²)
昭和 43 年 8 月 10 日	庁舎完成の落成式を行う。仮事務所から旧庁舎に移転した。
平成 4 年 3 月 31 日	習志野市と現在地(本大久保 5 丁目)の賃貸借契約を締結した。
平成 5 年 11 月 4 日	習志野保健所の現庁舎が完成した。 (鉄筋コンクリート造 4 階建 延面積 2,243.9 m ²)
平成 6 年 1 月 12 日	現庁舎完成の落成式を行う。旧庁舎から現庁舎に移転した。
平成 6 年 4 月 30 日	旧保健所庁舎を習志野市へ移管した。
平成 9 年 4 月 1 日	[地域保健法]の施行に伴い、業務・組織が変更された。 組織は、これまでの 4 課から 1 課 7 班の体制となる。 (総務課、企画調整班、地域指導班、疾病対策班、精神保健福祉班、 検査班、食品衛生班、環境衛生班)
平成 12 年 4 月 1 日	業務・組織が変更され、6 課 1 班の体制となる。 (総務課、企画調整班、地域指導課、疾病対策課、精神保健福祉課、 検査課、生活衛生課)
平成 15 年 4 月 1 日	鎌ヶ谷市が管轄区域に加わる。
平成 16 年 4 月 1 日	習志野健康福祉センター(保健所)と改称し、6 課 1 班体制となる。 (総務企画課、地域保健福祉課、精神保健福祉課、健康生活支援課、 広域検査課、食品広域監視班、監査指導課)
平成 17 年 4 月 1 日	精神保健福祉課が地域保健福祉課に統合され、5 課 1 班体制となる。 (総務企画課、地域保健福祉課、健康生活支援課、広域検査課、食品 広域監視班、監査指導課)
平成 20 年 4 月 1 日	業務・組織の変更があり、広域検査課が検査課へ、食品広域監視班が 食品機動監視班へと名称が変更された。
平成 24 年 4 月 1 日	業務・組織の変更があり、食品機動監視班が食品機動監視課となり、 6 課体制となる。(総務企画課、地域保健福祉課、健康生活支援課、検査 課、食品機動監視課、監査指導課)
平成 25 年 4 月 1 日	業務・組織の変更があり、地域保健福祉課を地域保健課と地域福祉課 へ、健康生活支援課を疾病対策課と生活衛生課へ再編し、8 課体制とな る。(総務企画課、地域保健課、地域福祉課、疾病対策課、生活衛生課、 検査課、食品機動監視課、監査指導課)
平成 28 年 4 月 1 日	業務・組織の変更があり、総務企画課を総務課と企画課へ再編し、9 課 体制となる。(総務課、企画課、地域保健課、地域福祉課、疾病対策課、 生活衛生課、検査課、食品機動監視課、監査指導課)

表1 歴代所長

代	氏 名	在 任 期 間	代	氏 名	在 任 期 間
初代	沖 山 鏢三郎	昭和 43.4.1～47.3.31	15 代	安 井 成 美	平成 3.4.1 ～5.3.31
2 代	相 沢 多 満	昭和 48.4.1～49.3.31	16 代	内 田 佐太臣	平成 5.4.1 ～8.3.31
3 代	長井 和行(兼)	昭和 49.4.1～49.9.30	17 代	溝 口 勝	平成 8.4.1 ～12.3.31
4 代	内田 早苗(兼)	昭和 49.10.1～50.5.30	18 代	大 野 由記子	平成 12.4.1 ～15.3.31
5 代	楠 本 浩	昭和 50.6.1～54.4.19	19 代	山 崎 彰 美	平成 15.4.1 ～17.3.31
6 代	服 部 隆 男	昭和 54.4.20～56.6.15	20 代	井 上 孝 夫	平成 17.4.1 ～19.3.31
7 代	楠 本 浩(兼)	昭和 56.6.16～58.3.31	21 代	高 地 刀志行	平成 19.4.1 ～21.3.31
8 代	稲 田 正 實 (兼)	昭和 58.4.1～59.3.31	22 代	藤 木 哲 郎	平成 21.4.1 ～24.3.31
9 代	丸 山 正 雄	昭和 59.4.1～61.3.31	23 代	井 上 孝 夫	平成 24.4.1 ～26.3.31
10 代	稲 田 正 實 (兼)	昭和 61.4.1～62.3.31	24 代	新 玲 子	平成 26.4.1 ～27.3.31
11 代	石 毛 義 治	昭和 62.4.1～63.3.31	25 代	江 口 弘 久	平成 27.4.1 ～29.3.31
12 代	安 藤 俊 朗 (兼)	昭和 63.4.1～63.6.30	26 代	久 保 秀 一	平成 29.4.1 ～31.3.31
13 代	實 川 浩	昭和 63.7.1～平成 2.3.31	27 代	杉 戸 一 寿	平成 31.4.1 ～
14 代	安 藤 由記男	平成 2.4.1～3.3.31			

2 概要

当保健所の管轄区域は、千葉県の北西部に位置する習志野市、八千代市及び鎌ヶ谷市の3市である。

健康福祉センターとしての監査、福祉関係業務には上記3市の他に、千葉市、船橋市、市川市及び浦安市を管轄とするものがある。

習志野市と八千代市を合わせた面積は72平方キロメートルで、地勢は臨海部と内陸部に大別され、東京湾を臨む臨海部は、埋立事業(京葉港埋立)により造成された土地とこれに接する旧海岸部分の平坦地とからなる。鎌ヶ谷市は面積21平方キロメートルで、都心から25キロメートル圏内にあり首都近郊の住宅都市として発展してきている。土地利用は大きく分けると、丘陵部北部は山林、田畑の農林地区で、それより臨海部に至る部分は、工業、商業、住宅地区として都市的土地利用となっている。

管内は都心から25～35キロメートルの圏内にあり、JR、京成電鉄等の交通機関で都心と結ばれている。その地理的条件から、戦後の我が国経済の高度成長に伴う産業構造の変化と人口の都市集中化の影響を受け、首都東京のベッドタウンとして臨海部、内陸部における大規模な住宅開発や、内陸部における工業団地の造成等により人口が急激に増加した地域である。平成8年4月には東葉高速鉄道(西船橋～勝田台間)が開通し、沿線の住宅造成によりさらに人口が増加し、その後もゆるやかに増加が続いている。

このような状況の中で、住民の保健・医療・福祉に対する要請も多様化・高度化しており、県民のニーズに応える行政を推進するとともに、県民サービスの向上に努めている。

3 管内の状況

(1)管内の人口及び世帯数等の概況

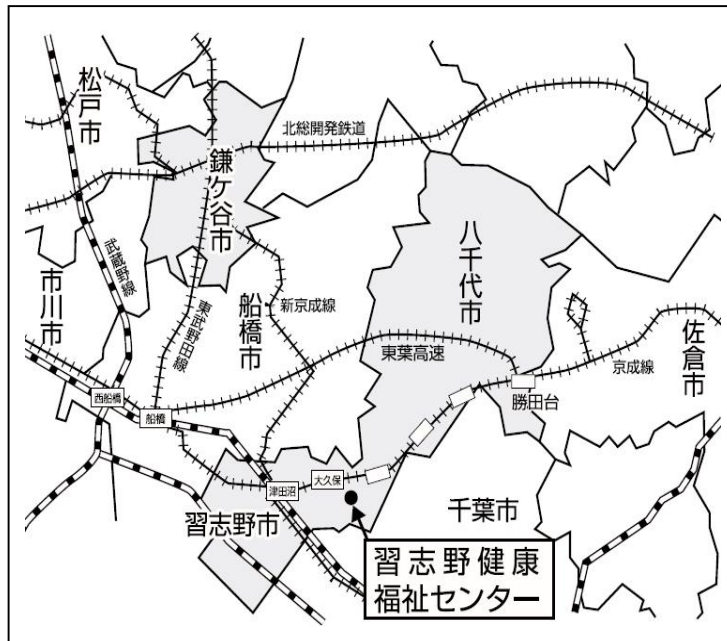
表3-(1)管内人口及び世帯数等の概況

区 分	世 帯 数 (世帯)	人 口 (人)	人 口 密 度 (人/k㎡)	面 積 (k㎡)
管 内	220,561	488,798	5,231.15	93.44
習 志 野 市	81,640	176,106	8,297.99	20.97
八 千 代 市	90,013	203,286	3,955.75	51.39
鎌 ヶ 谷 市	48,908	109,407	5,190.08	21.08
県 総 数	2,868,701	6,273,530	1,216.57	5,156.72

出典:(人口)令和5年10月1日現在 千葉県毎月常住人口調査

(面積)国土地理院 令和5年全国都道府県市区町村別面積調

図3－(1)管内図



(2)管内人口の年齢構成

管内人口の年齢構成は表3－(2)－ア 年齢構成の推移のとおりで、令和5年4月1日現在の年齢三区分によると、0歳～14歳までの年少人口の割合は12.1%、15歳～64歳までの生産年齢人口は62.7%、65歳以上の老年人口は25.2%で年少人口・生産年齢人口の割合は県平均より高く老年人口割合は県平均より下回っている。

管内人口を昨年度数値と比較すると、年少人口は減少し、老人年齢人口は平成30年度以降横ばいに増加している。年少人口の減少が引き続き認められることから、少子高齢化が進んでいると認められる。

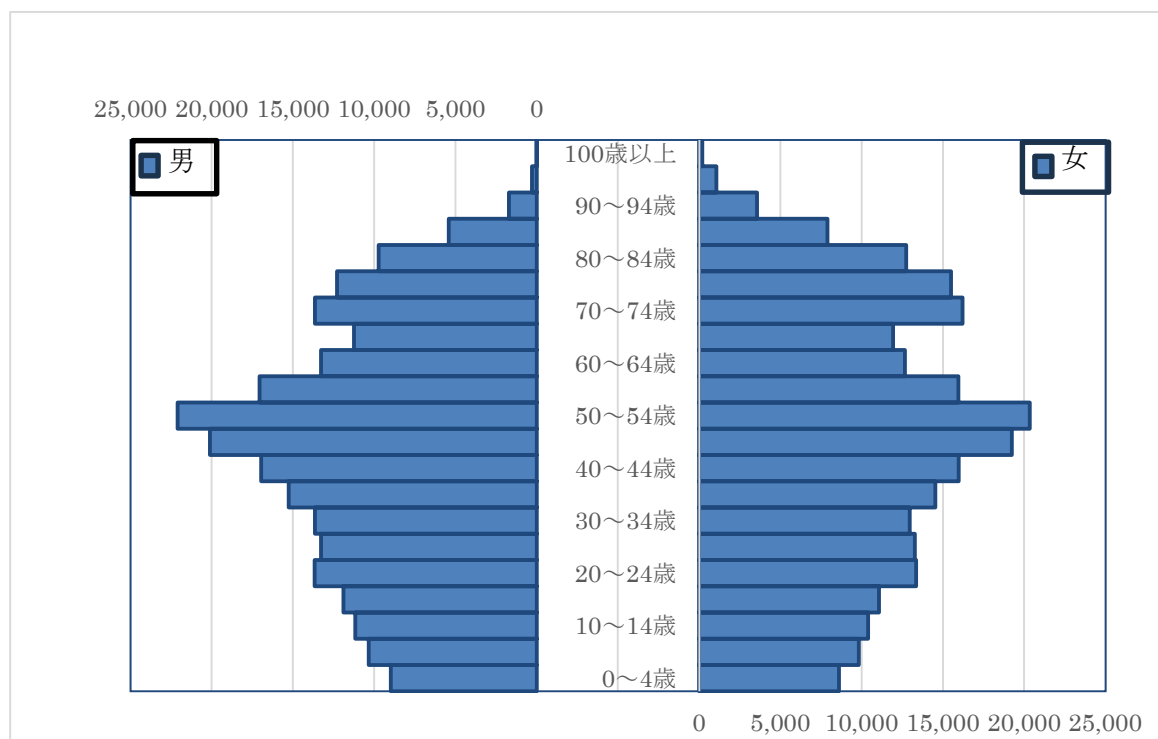
令和5年4月1日現在の管内の年齢5歳階級別人口構成は、図3－(2)及び表3－(2)－イのとおりである。

表3-(2)-ア 年齢構成の推移 (単位:人)

	年	総人口	年少人口		生産年齢人口		老年人口		不 詳	
			0歳～14歳	%	15歳～64歳	%	65歳～	%		%
管内	20	455,498	65,997	(14.5)	306,860	(67.4)	82,641	(18.1)	—	—
	25	466,301	65,484	(14.0)	298,455	(64.0)	102,362	(22.0)	—	—
	30	479,988	68,992	(14.4)	297,999	(62.1)	118,997	(24.8)	—	—
	R3	487,841	61,106	(12.5)	303,784	(62.8)	122,951	(25.2)	—	—
	R4	488,299	60,311	(12.4)	304,584	(62.4)	123,404	(25.8)	—	—
	R5	489,325	59,320	(12.1)	306,606	(62.7)	123,409	(25.2)	—	—
習志野市	20	160,339	22,720	(14.2)	109,179	(68.1)	28,440	(17.7)	—	—
	25	163,782	22,633	(13.8)	106,954	(65.3)	34,195	(20.9)	—	—
	30	172,483	22,911	(13.3)	109,851	(63.7)	39,721	(21.8)	—	—
	R3	175,301	22,420	(12.8)	111,823	(63.8)	41,058	(23.4)	—	—
	R4	175,076	22,123	(12.6)	111,693	(63.8)	41,260	(23.6)	—	—
	R5	175,043	21,667	(12.4)	112,135	(64.1)	41,241	(23.6)	—	—
八千代市	20	188,624	28,991	(15.4)	125,709	(66.6)	33,924	(18.0)	—	—
	25	192,951	28,422	(14.7)	122,318	(63.4)	42,211	(21.9)	—	—
	30	197,723	26,623	(13.5)	122,128	(61.8)	48,972	(24.8)	—	—
	R3	202,561	26,002	(12.8)	126,066	(62.2)	50,493	(24.9)	—	—
	R4	203,524	25,704	(12.6)	127,035	(62.4)	50,785	(25.0)	—	—
	R5	204,818	25,455	(12.4)	128,475	(62.7)	50,888	(24.8)	—	—
鎌ヶ谷市	20	106,535	14,286	(13.4)	71,972	(67.6)	20,277	(19.0)	—	—
	25	109,568	14,429	(13.2)	69,183	(63.1)	25,956	(23.7)	—	—
	30	109,782	13,458	(12.3)	66,020	(60.1)	30,304	(27.6)	—	—
	R3	109,979	12,684	(11.5)	65,895	(59.9)	31,400	(28.6)	—	—
	R4	109,699	12,484	(11.4)	65,856	(60.0)	31,359	(28.6)	—	—
	R5	109,464	12,188	(11.1)	65,996	(60.3)	31,280	(28.6)	—	—
県総数	20	6,199,089	833,409	(13.4)	4,184,741	(67.5)	1,180,939	(19.1)	—	—
	25	6,240,461	811,257	(13.0)	4,003,630	(64.2)	1,425,574	(22.8)	—	—
	30	6,297,271	773,764	(12.3)	3,859,943	(61.3)	1,663,564	(26.4)	—	—
	R3	6,319,128	747,204	(11.8)	3,846,179	(60.9)	1,725,745	(27.3)	—	—
	R4	6,305,476	736,282	(11.7)	3,834,066	(60.8)	1,735,128	(27.5)	—	—
	R5	6,307,481	724,299	(11.5)	3,845,562	(61.0)	1,737,620	(27.5)	—	—

出典:千葉県年齢別・町丁字別人口(各年4月1日現在)

図3－(2)管内年齢5歳階級別人口構成図(令和5年4月1日現在)



出典：千葉県年齢別・町丁字別人口(令和5年4月1日現在)

表3－(2)－イ 管内及び市町村・性・年齢階級別人口 (単位:人)

年齢 区分	総数	年少人口			生産年齢人口										老年人口									
		0 ～	5 ～	10 ～	15 ～	20 ～	25 ～	30 ～	35 ～	40 ～	45 ～	50 ～	55 ～	60 ～	65 ～	70 ～	75 ～	80 ～	85 ～	90 ～	95 ～	100 ～		
管内 総数	489,325	17,590	20,175	21,545	22,974	27,026	26,553	26,595	29,790	32,929	39,350	42,448	33,008	25,935	23,178	29,863	27,790	22,456	13,316	5,255	1,347	204		
男	241,989	8,977	10,343	11,153	13,668	13,668	13,270	13,639	15,261	16,957	20,102	22,090	17,053	13,277	11,244	13,647	9,716	5,412	5,412	1,701	281	18		
女	247,336	8,613	9,832	10,392	11,079	13,358	13,283	12,956	14,529	15,261	19,248	20,358	15,955	12,658	11,934	16,216	15,503	12,740	7,904	3,554	1,066	186		
習志野 市総数	175,043	6,325	7,550	7,792	8,382	10,421	9,921	9,817	11,222	12,319	14,075	14,694	11,970	9,314	8,011	10,002	8,873	7,259	4,625	1,886	506	79		
男	87,048	3,232	3,885	4,010	4,454	5,535	5,038	5,095	5,771	6,340	7,204	7,603	6,182	4,753	3,897	4,561	3,912	3,058	1,821	592	100	5		
女	87,995	3,093	3,665	3,782	3,928	4,886	4,883	4,722	5,451	5,979	6,871	7,091	5,788	4,561	4,114	5,441	4,961	4,201	2,84	1,294	406	74		
八千代 市総数	204,818	7,834	8,537	9,084	9,761	11,093	11,096	11,240	12,312	13,600	16,513	18,197	13,870	10,793	9,367	12,191	11,429	9,487	5,552	2,217	557	88		
男	101,046	4,022	4,391	4,760	4,960	5,421	5,546	5,710	6,241	7,001	8,348	9,408	7,143	5,579	4,547	5,620	5,055	4,094	2,308	756	126	10		
女	103,772	3,812	4,146	4,324	4,801	5,672	5,550	5,530	6,071	6,599	8,165	8,789	6,727	5,214	4,820	6,571	6,374	5,393	3,244	1,461	431	78		
鎌ヶ谷 市総数	109,464	3,431	4,088	4,669	4,829	5,512	5,536	5,538	6,256	7,010	8,762	9,557	7,168	5,828	5,800	7,670	7,488	5,710	3,139	1,152	284	37		
男	53,895	1,723	2,067	2,383	2,479	2,712	2,686	2,834	3,249	3,616	4,550	5,079	3,728	2,945	2,800	3,466	3,320	2,564	1,283	353	55	3		
女	55,569	1,708	2,021	2,286	2,350	2,800	2,850	2,704	3,007	3,394	4,212	4,478	3,440	2,883	3,000	4,204	4,168	3,146	1,856	799	229	34		
千葉県 総数	6,307,481	211,249	248,134	264,916	277,408	328,438	340,257	340,428	374,840	411,519	486,603	513,383	416,846	355,840	349,744	439,080	378,412	289,684	177,761	78,126	21,675	3,138		
男	3,140,211	108,208	127,403	136,223	142,367	169,003	176,678	177,459	194,822	213,294	252,837	266,457	215,664	181,132	172,257	208,624	182,302	127,114	69,946	23,646	4,413	362		
女	3,167,270	10,341	120,731	128,693	135,041	159,435	163,579	162,969	180,018	198,225	223,766	246,926	201,182	174,708	177,487	230,456	206,110	162,570	107,815	54,480	17,262	2,776		

出典:千葉県年齢別・町丁字別人口(令和5年4月1日現在)

4 健康相談

表4 健康福祉相談及び検査の日

(令和5年4月1日現在)

区 分		曜 日	時 間	備 考
精神保健福祉相談		奇数月 第1月曜日 偶数月 第1火曜日	14:00～16:00	予約制 八千代市障害者福祉センター
		第2火曜日	14:00～16:00	予約制 習志野健康福祉センター
		第4火曜日	14:00～16:00	予約制 鎌ケ谷市総合福祉保健センター
DV相談		電話相談 月～金曜日	9:00～17:00	専用電話 047-475-5966 来所相談予約制
		来所相談 月曜日	※詳細は電話にて	
「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に係る相談		電話相談 月～金曜日	9:00～17:00	専用電話 047-474-1389
HIV 相談・検査	即日検査	第1、3水曜日	9:30～10:30	予約制
	夜間検査	偶数月 第1水曜日	17:15～18:15	予約制
肝炎ウイルス検査 (B型・C型)		第1、3水曜日 偶数月 第1水曜日	9:30～10:30 17:15～18:15	予約制
腸内細菌検査		原則第1、3火曜日	9:00～10:30	-
思春期相談		第3火曜日	9:30～12:00	予約制 習志野健康福祉センター
			9:30～12:00	予約制 鎌ケ谷市総合福祉保健センター
結核管理・接触者健康診断		第1、3水曜日	13:15～14:15	個人通知

5 各種委員会

(1) 習志野健康福祉センター運営協議会

地域保健法第 11 条及び千葉県行政組織条例第 28 条第 1 項の規定により設置している。

地域保健法第 11 条：

第 5 条第 1 項に規定する地方公共団体は、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議させるため、当該地方公共団体の条例で定めるところにより、保健所に、運営協議会を置くことができる。

千葉県行政組織条例第 28 条第 1 項：

県に別表第二上欄に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務は、同表下欄に掲げるとおりとする。

別表第二

附属機関名	担任する事務
健康福祉センター運営協議会	健康福祉センターの所管区域内の地域保健及び地域福祉並びに健康福祉センターの運営に関する事項を審議すること。

表5－(1)運営協議会委員名簿(令和 5 年 9 月 1 日現在)

(順不同・敬称略)

現 職 名	氏 名
習 志 野 市 長	宮 本 泰 介
八 千 代 市 長	服 部 友 則
鎌 ケ 谷 市 長	芝 田 裕 美
千 葉 県 議 会 議 員	伊 藤 寛
千 葉 県 議 会 議 員	鈴 木 均
千 葉 県 議 会 議 員	横 山 秀 明
千 葉 県 議 会 議 員	茂 呂 剛
千 葉 県 議 会 議 員	秋 葉 就 一
千 葉 県 議 会 議 員	岩 波 初 美
千 葉 県 議 会 議 員	松 澤 武 人
習 志 野 市 医 師 会 長	三 束 武 司
八 千 代 市 医 師 会 長	加 瀬 卓
鎌 ケ 谷 市 医 師 会 長	原 沢 健 壽
習 志 野 市 歯 科 医 師 会 長	齋 藤 守

現 職 名	氏 名
八 千 代 市 歯 科 医 師 会 長	柴 崎 聡
船 橋 歯 科 医 師 会 総 務 理 事	皆 川 学
習 志 野 市 薬 剤 師 会 長	武 田 未 佳
八 千 代 市 薬 剤 師 会 長	小 川 敦
船 橋 薬 剤 師 会 長	杉 山 宏 之
京 葉 地 域 獣 医 師 会 長	桑 島 智
千 葉 県 看 護 協 会 船 橋 地 区 部 会 員	森 田 かほる
習 志 野 市 社 会 福 祉 協 議 会 専 務 理 事	野 村 浩 一
八 千 代 市 社 会 福 祉 協 議 会 長	綱 島 照 雄
習 志 野 市 母 子 保 健 推 進 員 の 会 会 長	武 田 恵 理
習 志 野 保 健 所 管 内 食 品 衛 生 協 会	藤 田 修 一 郎
鎌 ヶ 谷 市 食 生 活 改 善 協 議 会 長	横 井 隆 子
千 葉 県 美 容 業 生 活 衛 生 同 業 組 合 習 志 野 支 部 長	鈴 木 真 由 美

(2)保健所感染症診査協議会

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 24 条の規定により設置している。

法律第 24 条：各保健所に感染症の診査に関する協議会を置く。

(診査する内容)

法律第 18 条第 1 項による通知、第 20 条第 1 項及び第 26 条の規定による1類感染症及び2類感染症の患者に対する 10 日以内の入院勧告、第 20 条第 4 項及び第 26 条の規定による前述の患者に対する延長入院の必要の是非、並びに第 37 条の 2 第 1 項の規定による申請に基づく費用の負担に関し必要な事項を診査する。

表5－(2)感染症診査協議会委員名簿(令和 5 年 4 月 1 日現在)

(順不同・敬称略)

現 職 名	氏 名
公益財団法人ちば県民予防財団副理事長 総合検診センター	鈴 木 公 典
千 葉 県 済 生 会 習 志 野 病 院 呼 吸 器 内 科 部 長	黒 田 文 伸
東京ベイ・浦安市川医療センター副センター長兼小児科部長	畠 井 芳 穂
千 葉 県 司 法 書 士 会 司 法 書 士	佐 久 間 梓
千葉人権擁護委員協議会習志野支部会委員	伊 藤 希 実 子

6 機構及び事務内容



※令和5年12月1日現在

7 職員数及び配置状況

表7 職員配置

(令和5年12月1日現在)

	所長(センター長)	次長(副センター長)	総 画 課 【課長】	企 画 課 【課長】	地 域 保 健 課 【課長】	地 域 福 祉 課 【課長】	疾 病 対 策 課 【課長】	生 活 衛 生 課 【課長】	検 査 課 【課長】	食 品 機 動 監 視 課 【課長】	監 査 指 導 課 【課長】	計
合 計	1	3	6	5	15	6 (2)	12	9	6	4	11	79(12)
医 師	1		【 】	【 】	【 】	【 】	【 1 】	【 】	【 】	【 】	【 】	2
事 務		1	【 1 】 6	【 】	【 2 】	【 1 】 4	【 2 】	【 】	【 】	【 】	【 1 】 11	26 ()
薬 剤 師			【 】	【 2 】	【 】	【 】	【 】	【 3 】	【 】	【 1 】	【 】	6 ()
獣 医 師			【 】	【 】	【 】	【 】	【 1 】 3	【 】	【 】	【 1 】	【 】	4 ()
保 健 師		1	【 】	【 1 】	【 1 】 6	【 】	【 1 】 8	【 】	【 】	【 】	【 】	16 ()
診療放射 線 技 師			【 】	【 】	【 】	【 】	【 1 】	【 】	【 】	【 】	【 】	1 ()
臨 床 検 査 技 師		1	【 】	【 1 】 2	【 】	【 】	【 】	【 1 】	【 1 】 6	【 】	【 】	10 ()
管 理 栄 養 士			【 】	【 】	【 2 】	【 】	【 】	【 2 】	【 】	【 1 】 2	【 】	6 ()
精神保健 福 祉 士			【 】	【 】	【 5 】	【 】	【 】	【 】	【 】	【 】	【 】	5(10)
そ の 他 の 技 術 職 員			【 】	【 】	【 】	【 (2) 】	【 】	【 】	【 】	【 】	【 】	(2)
食品衛生 監 視 員 (再 掲)	1	1	【 】	【 】	【 】	【 】	【 】	【 1 】 8	【 】	【 1 】 4	【 】	14 ()
環境衛生 監 視 員 (再 掲)	1	1	【 】	【 】	【 】	【 】	【 】	【 1 】 9	【 】	【 】	【 】	11 ()

(注)

- ・技術職員の内訳は、主たる職種。また、兼務職員の内訳は()に、課長の職種は、【 】内に再掲。
- ・再任用職員・育休任期付職員を含む。